

令和7年第9回農業委員会議事録

令和7年9月25日

長瀬町農業委員会

令和7年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年9月25日
開催年月日 令和7年9月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時30分 事務局長 常木 真人
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤
10	松本 高正		第4区域 野口 稔

○欠席委員

7 井上ゆかり

議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 大谷 大河
事務局 小川 竜太

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (3) 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について
- (4) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、少し早いんですが、皆さんおそろいのようなので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより令和7年第9回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 では、初めに宮澤会長よりご挨拶のほうお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長 皆さん、こんにちは。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。

朝晩が大分涼しくなってきました。季節の変わり目ですので、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

お米の概算金騒動もやっと落ち着いてきた感じがありまして、埼玉県が2万8,300円ですか、米どころでは、ほとんど3万円を超えているという状況で、10アール当たり換算にすると200万ぐらいでしょうかね。1ヘクタールで100万、10町で1,000万、2,000万ですか、10ヘクタールで2,000万ですと、かなり後継者が出てきたような感じがしますが、それはそれとして、良質米はやはりちょっとあまり芳しくない、あまり取れていないようでして、品質がいまいちなので、恐らくは良質米の取り合いになるのではないかなという感じがいたしております。

本日の会議ですけれども、3条が2件、5条が3件と、あと、例年皆さんにお願いしておりますパトロールにつきましてご協議いただきます。

よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が井上委員よりありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に5番、野原隆男委員、6番、鈴木智子委員を指名いたします。

◎農地法第3条の規定による許可申請2件について

○議長 早速議題に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件についてを議題とします。

初めに、農地法第3条、番号1、小林正佳氏が所有の農地を田島和明氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 では、議案第1号 農地法第3条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人が_____、_____さん、譲渡人が_____、_____、小林正佳さん。

申請土地の表示ですが、場所が_____、_____の2筆、地目はともに畑で、合計面積が502平米となります。

権利の内容については、贈与による所有権移転です。こちら_____さんと_____さんが義理の兄弟ということで、資金計画については、贈与のためゼロ円となります。

ページの下の部分、こちらに公図と写真のほうございますので、確認をお願いします。場

所が上長瀬区内、長瀬ふるさと農園の南側出口、出たすぐの場所ですね、こちらに位置しております。

次に、譲受人、——さんの農家としての状況についてですが、こちら皆野町のほうに約2,000平方ほどの農地を自作地として所有しており、主に露地野菜、トマトやナスなど、あとは、今回作付計画にもあるブルーベリーのほうを栽培しているということです。

農業従事者については、——さんご本人と奥さんのお2人で、本人150日で、奥さん150日。

計画の内容についてですが、こちら2筆の合計502平米の中、この畑については、現在休耕中となっております。

作付計画については、品目はブルーベリーと、あと、こちらの土地、裏側の写真のほうに、昨日撮った1枚目のほうですね、ちょうど奥の壁沿いに、柿が六、七本かな、植わっておりまして、こちらの柿はそのまま残すということで、刈り払った空き地になっている部分ですね、こちらに2列ほどブルーベリーを植える予定ということです。

次に、農地のその他の状況については、まずは、駅、役場等の周囲500平米以内の区域の農地のため、第2種農地と判断されます。その他の情報については、自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬23号線に接している農地であります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いいたします。

○12番島田 暁委員 昨日ですけれども、事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと今回譲受人になる——さんと私、4人で現地に確認行ってきまして、場所は先ほどの説明のとおり、ふるさと農園にくっついたところ、本当に南側にくっついているところになります。

それで、先ほど言っていた義理の兄弟からの譲与ということで、今まで何か、年に二、三回、草刈りだけしていたそうなんですけれども、今回譲り受けて、先ほどあった下の地図の左側、これ柿がたしか6本ぐらい植わっているんですけれども、それをそのまま残して、その空いているところに、ちょっと時間を見てブルーベリーを植えようかなということで、お話ししています。自宅のほうでもブルーベリーを実際栽培しているそうですので、多分大丈夫だと思います。

実際、今まで草刈りだけで何も耕作していない土地ですので、今回譲り受けて、実際にここを耕作地として変えるということなので、いいことだと思いますので、ご審議のほどよ

ろしくお願いします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

同じような話になってしまうんですけども、昨日、農業委員の島田さん、事務局の大谷さん、それから、申請人の——さん、現地確認を行いました。

畑の状況ですけども、住宅の間にありまして、先ほどから話がありましたように、畑の西側半分は柿、さらに、大きい桜が2本ばかり植わっておりました。

それで、東半分は草地になっているんですけども、南側の畑に葛がすごく繁茂しておりまして、そのつるが大分その畑に入っておりまして、——さんが何回か来て除草されておったようでございます。ここを開墾して、ブルーベリーを植えるというお話でございました。

住まいは、——さん、—————ということですが、先ほど話がありましたように、毎年三、四回来ては草刈りに来ているということで、通作につきましては支障がないと思われ
ます。

以上でございます。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

須賀委員。

○須賀 勤委員 1点ですけども、これ一番道路側のほうに木があるところは農地ではないの。番地が違うの。わざわざ離して四角引いてあるんですけども。

○事務局 そうですね、この桜が生えている辺りか、もしくは、そこが境になっているかな。

こちらより道路沿いのところは雑種地ということで、こちらも小林さん所有の土地です。

○議長 含まれていないようです。

○事務局 あとは、このすごい大きい桜の木なんですけれども、田島さんいわく、剪定、あわよくば伐採できたらなということで、ちょっと大分傷みもきているらしいので。

○須賀 勤委員 それと、もう一件、一番気になるのは、住宅の中まで入っているんですけども、ここふだん行くと、よくこの畑の持ち主のうちか分からないけれども、住宅の人の車だと思ってしまうんですけども、入っていますね。これをどう扱うかという。

○事務局 そうですね。画角に入っているこの黒い車なんですけれども、ご両親の代に、真隣の白いおうちの方と口約束ですかね、使っていないよということで使っていたのが、今までに

続いているそうなので、そこはちょっと——さんのほうでお話しして、少なくとも、ブルーベリーを植えたらこちらには止められないと思うので、せめてこの手前の雑種地の部分ですかね、に寄せて止めるようお願いしているところではあります。

○須賀 勤委員 この写真だけで見ちゃうと。

○事務局 そうですね。

○須賀 勤委員 入っているんで。

○事務局 はい。入っていました。

○須賀 勤委員 現地で見れば分かる。

○事務局 そうですね。

○議長 まあ、お願いすれば大丈夫でしょう。

○事務局 そうですね。あとは、ブルーベリー植えたら、もうここには止められなくなると思うんで。

あとは、実際にやるかどうかはさておき、一応案として、——さんとしては、場合によっては土を入れたり、あとは重機で耕したりも考えているということなので、ちょっと今のままだと、そのままブルーベリーを植えるのは難しいからということで、その段階で少なくともこの場所に止めたままはできないと思うので。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

続きまして、農地法第3条、番号2、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第1号 農地法第3条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、_____、_____さん、譲渡人、_____

_____さん。

申請土地の表示ですが、所在地が_____、以下同字_____、_____

_____。地目については、_____が田、それ以外の4筆が畑、合計面積が
_____となります。

権利内容は、売買による所有権移転となります。

下のページの案内図と公図のほうをご覧ください。

場所については、長瀬果樹園さん、こちらの真東に位置している農地となります。

次に、農家の状況については、_____さんのほうですね、現在、長瀬果樹園さんのほうで
自作農地が1,474平米、借入れの農地が352平米を耕作管理しており、主にブドウを栽培して
おります。

農業従事者については、ご本人と奥さんとお子さん及び臨時雇用者4名で、年間従事日数
が、ご本人と奥さんが150日、お子さん100日、臨時雇用者の4名は、皆さん50日ずつとなり
ます。

次に、資金計画については、土地購入費が_____円、その他費用が_____円で、資金調達は
自己資金となります。

次に、計画内容としては、所有農地が現在一部休耕中となっているところにブドウを作付
予定ということです。

次に、農地の状況については、こちら300メートル以内に駅、役場等が存在する農地のた
め、第3種農地と判断されます。その他については、自然公園の普通地域で、町道本中12号
線に接している農地であります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 では、説明させていただきます。

昨日といたしますか、9月24日に事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行っ
てきました。_____さんもちよっと出てもらって、一緒に相談しながら見たわけなんです
が、場所は事務局の説明にあったとおり、上袋区内の長瀬果樹園東側にある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたら、既に一部はイチジク及び露地野菜等が植えてあ

り、畑として維持されてきました。

また、事務局の説明にあったとおり、——さんは既に事業用で広くブドウ園を維持管理しているため、今回の3条申請は何ら障りはないものと考えます。

ブドウ園がブドウ園になるというようなことで、追加になるというようなので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

昨日、農業委員の野原さん、事務局の大谷さん、それから、譲受人の——さんと現地確認を行いました。

裏の写真をちょっと見ていただきたいんですけども、一番上が、これ——が、これ——と、——とありますけれども、——、塀際に植わっているものがイチジクでございます。

それから、この写真の一番下の2つ、これが——とありますけれども、この地図で見ると、——番地、ここには近隣の方が家庭菜園をしておりました。ほかのところは、この写真にあるとおり、草地となっております。順次、ブドウ畑に予定しているということでございまして、特に問題はございません。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 問題はなさそうですね。

質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件についてを議題とします。

初めに、農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———

———氏が駐車場へ一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、———、———

———さん、譲渡人、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地が———、地目が畑、面積が2,235
平米の1筆です。

転用の目的は駐車場で、一時転用となります。

権利内容については、賃借権の設定となります。

下に案内図と公図がありますので、ご確認をお願いします。

場所は、長瀬上区内、長瀬幼稚園のすぐ北側にある場所となります。

申請事由については、ここ数年、毎年紅葉シーズンになったときに、月の石もみじ公園の
ほうでライトアップを行っておりまして、その際に駐車場のほうで大変混雑するというこ
とで、今年も去年と同様、駐車場として一時転用し、使用したいということで申請されたとい
うことです。

計画内容については、次のページですね、配置図のほうをご覧ください。

対象土地の中で配置図のように駐車場スペースを設けて利用するという事です。

資金計画については、土地の賃借料を——円で、自己資金となります。

農地の状況については、その他の区域となります。

次に、区分については、農振農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地と判断さ
れます。

その他については、県の自然公園の第2種特別地域にあり、町道長瀬88号線に接している
農地となります。

なお、こちら農用地区域内農地での転用、原則不許可となりますが、例外として一時転用
は認められております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○12番島田 暁委員 昨日ですけれども、事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所ですけれども、月の石もみじ公園からちょうど西側に200メートルぐらいのところにあります。やはりこれも、シーズンに混雑、渋滞の対策としての臨時駐車場としての申請ということなんです。

現状ですけれども、背の高い草はもうきれいに刈ってありまして、現状は、これ裏の地図を見てもらうと草になっていますけれども、この辺も車が入っていても、本当にもう背の低い草というんですかね、ちょっと雨が降っても草によってぬかるみにならないぐらいになっている状態です。

またこれも例年どおりの申請になりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

昨日、農業委員の島田さん、事務局の大谷さんと現地確認を行いました。

先ほど島田さん言ったように、毎年申請に上がる案件で、今年もよく除草されておりました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

例年出ているやつですので、特に問題ないと思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、———、———、———さん、譲渡人、———、———さん。

申請土地の表示については、所在地が———及び———の2筆。地目はともに畑で、合計面積が402平米の2筆となります。

転用目的は自己用住宅となり、権利内容は売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、ご確認をお願いします。

場所は根岸区内、北側に保健センターとプールがありまして、その南側、おおよそ30メートルほどに位置する場所となります。

申出の理由については、申請者、———さんですね、現在町外で生活していますが、かねてより町内に移住を計画していたところ、立地に関して、スーパー等も近くて道路から離れて、ちょうどいい土地ということで、こちらにつきまして今回申請に至ったとのこと。

計画の内容については、裏面の配置図と立面図ご覧ください。

申請対象土地の北側ですね、こちらに平屋の住宅を建てる予定とのこと。

資金計画については、土地購入費が———円、建築費が———円で、融資資金となります。

農地の状況については、その他の区域農地となります。

次に、農地の区分については、300平米以内に役場がありますので、3種農地と判断されます。

その他については、自然公園の普通地域にあり、町道幹線23号線に接している農地であります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

昨日、事務局の大谷さん、推進委員の堀口さんと私の3人で現地を見てきました。

場所は、野上駅前の十字路を落合眼科なんかのほうへ行く途中の1つ目の十字路というんですか、長瀬中学の体育館があるほうに向かって、その角なんですけれども、20メートルの四角の2筆ですか、これ。今現在は、小学生がソフトボール大会ができるような広いところなんですけれども、その一画を買ったわけですね。

周りも静かなところで、別に影響はないので、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 続きまして、昨日、農業委員の山口さん、事務局の大谷さんと現地確認を行ってまいりました。

接道もしっかりしておりますし、境界もくいが入っております、きちっとされておりました。日当たりもいい場所なので、特に問題はございません。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっと確認したいんですけれども、ここ、ほかの建物の計画は断念して、切り売りに変わったんですか。それで、今後また同じように、コメリの裏の土地と同じように、どんどん申請が出てくるのかなと想像したんですけれども、そういう情報は、あれですかねよく分からなくて、推進委員の方にお聞きをした方がよかったと思うんですけれども、そんな感じなところですかね。

○議長 今回の申請で分筆したんじゃないの。

○事務局 これ数年前から、売り看板出ていまして、数年前から大きな福祉施設だったりとか、そういったのを建てたいとか、そういった相談は過去にありました。恐らくその話がまとまらずに、コメリの裏とかと同じような切り売りという判断になったんだと思います。

多分地権者の方はまとめてみたかったみたいなんですけれども、3,000平米ぐらいあります。

- 議長 3,000か。松本さん、畑やってたところだよ。違うか。
- 10番松本高正委員 畑やっていたところ。
- 議長 やっていたところだ。
- 事務局 やってましたか。
- 10番松本高正委員 全部、一面だったの。ここは全部畑だったの。
- 事務局 そうですよ。
- 議長 全体計画があれば、一番いいんだけども。
- 事務局 そう、一発で買ったかったみたいなんです。
- 須賀 勤委員 何棟でできるか分からないでしょう。
- 事務局 6ぐらいは、面積的には。
- 議長 ちょっと気になるのが、最初の切り売りは……
- 事務局 そう、中途半端な場所で。
- 議長 中途半端でしょう。
- 事務局 そうなんです。場所がちょっと。
- 9番齊藤喜久夫委員 ちょっと、この区画整理というか、売っちゃって、そっちにやっちゃったほうが早いかなというようなイメージはあるんだけども。
- 事務局 そうなんです。場所がなぜここだったのかという、ちょっと疑問はあったんですけども。
- 9番齊藤喜久夫委員 変なところにね。
- 事務局 そう、スタートが。
- 議長 中途半端だよな。
- 事務局 基本、南東とかに造るのが多いからなんですけれども。
- 議長 何か余りそうな感じがする。
- 事務局 そうなんです。なので…
- 10番松本高正委員 筆分けて後でできるの、筆分け。こんなに筆分けしてあったの、もともとが。
- 事務局 恐らく想定であると思うんですよ、このぐらいに分けるとい。それで、このぐらいの面積がほしいということ。

あと、フォレストサンズの裏とかと同じような感じになると思います。そちらのほうと同じように、来たら切る、来たら切るという。ある程度想定で、このぐらい切るというのがあ

った上で、行き当たりばったりで面積は順次動いていくような形で。

○事務局 あとは、こちらの2筆が青地だったので、去年の11月の段階で一度申請が出ていたので、除外の。なので、その辺りから、もう筆は分けて、こうするという計画はあったのかなど。

特に赤い枠でくくっている——と——の隣の筆ですか、奥に入れるような形で分筆してありますので、もしかしたらそういう考えは、この分け方からあるのかもしれないです。奥が死に地にならないように、きっと。

○事務局 そうですね。

○議長 それならいいと思う。

○事務局 特に——と——は本当に、どこからか入口にして。

○議長 恐らく考えはあるんだと思う。

○9番齊藤喜久夫委員 造っちゃって、中に入れないんじゃないかね。

○議長 恐らく本人は計画しているでしょう。

○事務局 そうですね。

○議長 ちょっと不安はあるものの。

○事務局 うん。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○議長 はい。

○須賀 勤委員 番地のほかに、公図の中に何か、すごく小さくて読めないけれども、何が書いてある。番地のところ。

○10番松本高正委員 赤い文字で書いてあるのが分からないと言っている。

○須賀 勤委員 赤い文字で書いてある番地のところ。北から南に横書きになっているの。

○事務局 申請地。

○事務局 赤文字は申請地ですね。

○須賀 勤委員 うん。そのほかにいっぱい文字が。

○事務局 そうですね。持ち主の名前が、みんな——さんなんですけれども、北側の——は、また別の方のお庭兼畑ですかね。

○須賀 勤委員 何でこんなに入っているかな。

○事務局 あとは、除外のときにも恐らく県からの指摘で、隣接している土地の所有者や、あとは地目の情報を正確に教えてくださいというのがあったので。

○議長 これ、改めて言ったんじゃないの。言わないと入らないよね。

○事務局 そうですね。

○須賀 勤委員 そうじゃないと、入っていないんだけども。

○議長 そうそう。言ったんだよこれ、きっと。

○事務局 そうですね。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することにいたしました。

次に、農地法第5条、番号3、———氏所有の農地を———氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、———、———、———さん、譲渡人、———、———さん。

申請土地の表示ですが、———、地目は畑、面積は204平米の1筆となります。

転用の目的については、駐車場となります。

権利内容については、売買による所有権移転の設定となります。

次に、案内図、公図がありますので、ご確認をお願いします。

場所が、光明寺のお墓に隣接している土地ですね、こちらを駐車場として、申請事由については、墓参者に自家用車での来場が多いということで、特にシーズン中、足りないこともあるということですので、今回申請地を駐車場用地として利用したいということで申出がありましたので、今回申請に至ったとのこと。

先ほど武井さんが申しあげましたように、9月17日、ちょっと暑い朝でしたけれども、お世話になりました。

光明寺さんの現在使っている駐車場の延長線上の畑でございます。現時点は耕作はしてありませんので、草ですけれども、刈ってありました。畑としてもまだまだ使えそうではございますけれども、やはり檀家さんの関係もございまして、もう少し駐車場を広げたいということでお寺さんのほうからお話がございましてということで、私のほうは何も、と
かはありませんので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

委員。

○須賀 勤委員 今、現状地区というのが——、これ畑の297平米と入っているんですけども、これだと、この写真でこれを公図を出すと、ちょっと怒られそうな気がする。

あと、上側の細いところ、これ番地にないんですけども、畑、82.9、斜めの細い部分に書いてあるんですけども、これって県に出すのに畑と書いてあっちゃ……

○事務局 そうなんです。その……

○須賀 勤委員 砂利道で、転用は出ていないし、おかしいよ。

○事務局 そうですね。転用は出ていないので、そちらについては、恐らく県に出したときに……

○須賀 勤委員 返ってきますよね。

○事務局 そうですね。あとは、こちらもまた転用、原状回復というよりは、今後、転用の進めるので、まず先にこちらを通していただけないでしょうかという形で進達することにはなると思うんです。

なので、現状こちら、ここの駐車場の土地ですね、また別の方の所有土地なんですけど、畑ということ、先に砂利敷いて、ずっともう数十年以上か、使っちゃっている状況ということで。

○須賀 勤委員 それと、墓地も立っている。北側の。

○事務局 そうですね。

○議長 これは事務局からお寺のほうに頼む、どうなの、これ。

○事務局 恐らく須賀さんがおっしゃられたとおり、同じような案件、ちょっと覚えられている方もいるかな、——、辻の、同じ状態があったんですね。そのとき県のほうからの指導

で、当然おっしゃられたように、ここの今使っている違反状態の是正見込み、要はこっちのほうも、後追いじゃないですけども、いついつまでに転用申請を出すという見込みがないと、今回の申請は許可出ないです。

○須賀 勤委員 ああ、そうか。

○事務局 具体的にいついつまでとは言わないですけども、今、申請手続中ですかそういう具体的な申請状況を伝えなく、これからやっていきますだと、たしか許可通らなかったの、この辺の指導はしておかないと、今回許可にできない案件になります。

○事務局 代理人の方によく言わないと。

○議長 追認でね。

○事務局 そうですね、そういうことですね。

○議長 やってもらうしかないよね。

一緒に持って申請出してもらうかにしないと。

しかもコンクリートだから。コンクリートは

○事務局 砂利です。

○須賀 勤委員 ああ、砂利か。

ただ、一部、墓地の部分が写真で見るとコンクリート出てるんだけども。

地目は畑になっているけれども、申請は通っているというのなら、まだ分かるんだろうけれども。

○事務局 そうですね。

○須賀 勤委員 今回しているので出せば。

○議長 そうだよな。いずれにしても、約束的に出していけば。

○事務局 そうですね、条件付になる。

○議長 条件つきで。

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、先ほど言った条件付ということでの許可相当というところで県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎農地利用状況調査（農地パトロール）について

○議長 次に、議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 では、議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてご説明いたします。

まず、皆さんのお席のほうに配付物ありますので、一度ご確認のほうお願いします。

では、内容なんですが、まず、緑色のファイルですね、その中に実施要領が入っております。

あとは、次に、バインダーで挟んであるものですね、そちらが今回の調査票となっております。あとは、緑色のファイルの中になんですが、今回、新規で対象の農地、調査対象が出た場合のときの記録カード、こちら15部ずつ中のほうに用意しております。

次に、ファイルの中に実績報告書とその書き方ですね、こちら1部ずつご用意しております。

あとは、例年と同じものにはなるんですが、青いファイルですね、こちらが現地の調査対象の入った地図ですね。あとは、補足資料としてパンフレットのほうも1部ずつ同封しております。

あとは、バインダーか袋の中ですね、一応ボールペンですね。こちらと付箋のほう1つずつ入れておりますので、もしなかったらおっしゃってください。

○須賀 勤委員 ちょっといいですか。

○事務局 はい。

○須賀 勤委員 これ地図の色が、カラーで入っているんだけど、入っているところというのとは何か意味があるの。多分カラーで見ると、線で色が入っていると思うんですけども。ちょっと黒っぽい色……

○事務局 一番上の行……

○須賀 勤委員 グレーの、なっているんですけども。区分だけじゃなくて、何か色をつけ

○事務局 特に気にしないでください。去年のエクセルをいじって、そのときに担当が任意で

チェックをつけていたものが、そのままになって。

○事務局 すみません、ちょっとそのままになってしまったかも。

○事務局 特に気にしないでください。

○須賀 勤委員 消したほうがいいよ。消しちゃっていいか。

○事務局 消しておきます。

○須賀 勤委員 今、一緒に番号で入っているけれども、その下にあるの。新規に出している。

○事務局 そうですね。

調査の用紙については、今年度もこちら長瀬町農業委員会として、農地の公共管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められることから、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の再発防止について、こちらを重点的に取り組むことを目的に、農地法第30条第1項に基づき、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施するものであります。

実施期間については、本日25日から来月10月27日の月曜日までとします。

対象農地としては、町内全域の農地について、こちらが調査の対象ということになります。

実施内容については、次の事項について主体的に実施していただきたいと思います。

1点目については、遊休農地または遊休化のおそれがある農地の把握です。こちらについて、担当地区の推進委員さんを中心に、推進委員さん、農業委員さん及び事務局で、基本的に調査は2人1組、もしくは3人1組の班を編成して、航空写真や添付の資料、こちらを利用して状況について調査を行っていかうと考えております。そして、遊休農地と判断した場合は、その利用状況を図面や新規の記録カード、もしくは調査票に記録をお願いします。

青色のバインダーにある図面等なんですけど、こちら過去の調査で遊休農地として登録された農地が入っておりまして、ただ、ちょっと年度のほうが、前年もお話ししたかもしれないですが、ちょっと令和2年度のときの図面、そちらを流用する形となっております。

続いて、2点目についてです。

遊休農地所有者に対しての意向調査であります。現地調査の結果で遊休農地と判断した所有者に対して、農地法第32条第1項に基づいて農地の利用の意向調査を行います。意向調査については、事務局のほうで、過去に出したかどうか、あとは実態などに基づいて活動のほうは行う予定であります。農地パトロールのほうでは、意向などの確認などは不要となっておりますので、よろしくをお願いします。

次に、3点目です。

農地の違反転用、こちらの早期発見でございます。パトロール中に明らかに許可を得ずに農地以外の目的、例えば駐車場ということで実際の目的以外のことで使用されているのが明らかだった場合などですね、そういった場合も事務局までお知らせのほうお願いできたらと思います。

実施体制については、昨年度と同様、1-1から4-2までの8班で編成をしております。班の中のほうでも担当地区のほう決めておりますので、バインダーのほうにも担当班のほう書かれておりますので、ご確認いただければと思います。こちらの班で、この1か月の間の期間で活動のほう、調査のほう行えればと思います。

続きまして、報酬の支給です。こちらも前年度と同様、農地利用最適化交付金を活用して支給する予定でございます。報酬の支給については、実績報告書の提出、こちらがちょっと必須になりますので、お忘れのないようお願いいたします。調査自体については、この1か月の間で4日程度行っていければと思います。

報告については、先ほどお話しした書類のほう、実施報告書ですね、こちらを10月27日までに提出していただければと思います。

以上で要綱の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。ご質問の方はよろしくようお願いいたします。

○須賀 勤委員 去年からで、山岳中間地か、山岳、山の中の畑、5で再生困難で出している部分があるんですけども、これ……

○事務局 見なくていいです。

○須賀 勤委員 大分、今回、全部すごい。

○事務局 ちょっと立入りが困難というのをこちらも把握しているんで、大丈夫です。

○須賀 勤委員 はい。じゃ、5はいいよということ。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

○9番齊藤喜久夫委員 細かいことなんですけれども、1ページ目の一番下のところ、ごぜいませんということが書いてある、ごぜいませんと。

○事務局 ちょっと誤字が、修正して来年に引き継ぎます。

○10番松本高正委員 通し番号を変えている、去年と。

○事務局 変えていないです。

○事務局 一応あの後、まだそんな出して何か印刷していなかったんで、地番の若番順で並べ

てみましたので。

○10番松本高正委員 去年出してあるメモと違っているんだよね。

○事務局 ちょっと飛び飛びになっていたというお話だったので、若番で並べるように、ちょっと。

○10番松本高正委員 番号見たら、通し番号が変わっているから。

○事務局 なので、そうですね、まとめてやりやすいよう、ちょっと変えてみましたので。

○10番松本高正委員 やりづらくなった。

○事務局 ごめんなさい、事務局からちょっと補足で、去年使っていなかったのに、何か耕作始めたなというところがあったら、また書いておいてもらえると。お願いします。

○10番松本高正委員 多分ないと思う。

○事務局 ないですよ。もしあれば、ちょっと別の調査で必要なの。

○事務局 あと、実施要領の電話番号もちょっと直しておきましたので、もしまたこの電話番号違うよというのがありましたら、言っていただけると。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

事務局案のとおり、調査を実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、全員の賛成を得たということで、事務局案のとおり調査を実施したいと思います。調査員としてのご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、10月の委員会日程でございます。

10月の委員会は、27日月曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、10月27日月曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から、ほかに何かございますか。

○事務局 ありません。

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は全て終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして、令和7年第9回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時30分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年9月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 隆 男

署名委員 鈴 木 智 子